(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　保安林の所在場所　愛知県北設楽郡設楽町津具字鞍船六、字宮畑一三、一四の一、字蟻越四、六、七の二から七の五まで、七の一二から七の一四まで、字通沢一二、一三、一七、一八の二、一八の六、字下古屋一の二四、一の二五、一の五二、一の五四、字中手向二の二九、二の五五、字高笹三の四二、字箱渕一の三三、一の三七、一の四〇、西納庫字岩岳一の六から一の八まで、字城根山一一から一四まで、一五の一、一六の一、一六の三、三都橋字井ノ上二、田峯字大戸井九の一、字庄ノ津七の八、七の一三

(一)　指定の目的　土砂の流出の防備

(二)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字下古屋一の二五（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び設楽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十一月二十八日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　愛知県新城市細川字土合一〇一の一、一〇二、一〇四、一〇六、一〇七、下吉田字山中七、七の一、八の一、九、一〇の一、一〇の四、一〇の五、一〇の七、一三、字黒渕一の四（次の図に示す部分に限る。）、一の二七

(一)　指定の目的　水源の涵養（かん）

(二)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字土合一〇一の一・字山中一〇の一・一三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　保安林の所在場所　愛知県新城市名号字袋林二一の一、二二、一二七、作手田代字木龍平一一の四、一一の五、一一の一三、一一の一八、一二の一、七郷一色字東六田沢四三の一、四四、四五の一、四五の二、一二の四、一一四の一、一一五、一一七の二、一一七の三、一一七の六、一一八、一一九の一

(三)　指定の目的　土砂の流出の防備

(四)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字袋林二一の一・二二・字木龍平一一の四・一二の一・字東六田沢四三の一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び新城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十一月二十八日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　愛知県豊田市羽布町草木一の六六、一の六七、横山二の二八・二の二九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二の一八

(一)　指定の目的　水源の涵養（かん）

(二)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　保安林の所在場所　愛知県豊田市閑羅瀬町松根三一の一、三二の三、三二の九、三三の二三、中当町イナバ五二〇の一、五二一、南ノハネ五二五の七

(一)　指定の目的　土砂の流出の防備

(二)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び豊田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十一月二十八日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　愛知県瀬戸市定光寺町一一五

(一)　指定の目的　土砂の流出の防備

(二)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

定光寺町一一五（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び瀬戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十一月二十八日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　岐阜県養老郡養老町勢至字江ノ尾一四五の二六・一四五の三三から一四五の三六まで・字行平一五五の一四四・一五五の一七六から一五五の一七九まで・一五五の二一九（以上十一筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び養老町役場に備え置いて縦覧に供する。）